

つくば市立みどりの学園義務教育学校

学校いじめ防止基本方針

本校は、「自らの感性を磨き、絶えず探究心をもち、幸せな未来を創造しようとする学園生の育成 ～Each of us is the creator of a happy future～」を学校教育目標に掲げ、子供も大人もワクワク学ぶコミュニティスクールの実現を目指しています。

すべての学園生が安心して学び、互いを認め合い、自己肯定感を高めながら成長できる環境を実現するため、本校は「誰一人取り残さない教育」を核に据え、本いじめ防止基本方針を定めます。

第1章 いじめの防止等に関する基本的な考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。（いじめ防止対策推進法第2条）

本校では、起こった場所が学校の内外を問わず、また、一時的・軽微に見えるものであっても、当事者が苦痛を感じていれば「いじめ」として認知し、速やかに対応します。

2 いじめに対する基本認識

- (1) いじめは、どの学校、どの学級、どの学園生にも起こりうるものです。
- (2) いじめは、学園生の健全な成長を妨げ、生命・財産に危険を及ぼす深刻な問題です。
- (3) いじめは、いかなる理由があっても許されず、学校・家庭・地域が一体となって取り組みます。
- (4) ICTやSNS等を通じたいじめ（ネットいじめ）についても、同様の認識で対応します。

3 本校の基本方針

本校は、グランドデザインに掲げる「誰一人取り残さない教育」「すべての人が幸せな教育（子供と教職員の心理的安全性の確保・Well-being）」「9年間の質の高い教育」「情報活用能力（情報モラル・AIも含む）」の各理念に基づき、以下の方針でいじめの防止等に取り組みます。

- ・未然防止：学園生が互いを尊重し、安心して自己表現できる学習環境・学級集団を組織的に醸成します。
- ・早期発見：複数の教職員による多面的・組織的な観察とアンケートにより、小さなサインを

見逃しません。

- ・早期対応：いじめを認知した場合は、被害学園生の安全を最優先に、組織的に迅速・適切に対応します。
- ・継続的支援：解消後も経過観察を継続し、再発防止と関係修復を丁寧に支援します。

第2章 いじめ防止等の対策のための組織

1 「いじめ・不登校対策委員会」の設置 ※生徒指導部会内

本校は、いじめの防止等を実効的に実施するため、「いじめ・不登校対策委員会」（生徒指導部会）を設置します。

構成員	校長、副校長（教頭）、教務主任、生徒指導主事、学年主任、特別支援コーディネーター、養護教諭、関係教諭、SC、SSW 等
開催頻度	月1回（定例）及び必要に応じて随時
主な役割	①いじめの実態把握と情報の共有 ②いじめの防止・対応に関する計画の立案 ③重大事態の報告・連携

2 連携体制

いじめ・不登校対策委員会を中核とし、以下の機関と緊密に連携します。

- ・つくば市教育委員会（重大事態の場合は速やかに報告）
- ・警察署（犯罪行為があると認められる場合は通報・連携）
- ・地域・関係機関（福祉・医療等）
- ・コミュニティスクール学校運営協議会（保護者・地域との連携）

第3章 いじめ防止プログラム（年間計画）

いじめの未然防止・早期発見のために、学校全体で組織的・計画的に取り組めます。

項目	活動内容（みどりの学園版）	時期
未然防止（学園生主体）	・縦割り・異学年交流活動（1年生9年生とのPC設定交流 体力テストサポート等）	5月・6月 通年
	・学級活動（ルールメイキング）	通年
	・生徒会活動等での話し合い活動の充実	5月・11月
	・清掃活動、福祉委員会活動の推進	通年
	・みどりの学園児童生徒会による啓発活動（いじめ根絶宣言等）	

項目	活動内容 (みどりの学園版)	時期
	・コミュニティスクール・みどりの SCC との連携活動	
未然防止 (教職員主体)	<ul style="list-style-type: none"> ・分かる授業・個別最適な学びの実現 (授業のUD研究) ・職員相互の授業研究・校内研修 (コーチング・ファシリテーション・AI研修) ・教育相談週間の設定 ・いじめ根絶週間「心と心の旬間」の実施 ・道徳・特別活動・情報モラル教育 (生成AIリテラシー含む) の全教育活動での推進 ・外部講師による人権・法教育講演会 ・懇談会、保護者研修会、保護者会での学校方針説明 ・学年・学級通信等を活用したいじめ防止啓発 ・人権尊重に関する作品募集への参加 	通年 7月・随時 毎月1回 5月・11月・2月 単元計画に基づく 年1回 4月 通年 7月
早期発見	<ul style="list-style-type: none"> ・学園生の発するサインの全教職員による共有・確認 (資料2・3参照) ・教育相談週間の設定 ・学校生活アンケート (Formsによるデジタル実施) ・「幸せな学校づくりアンケート」の実施 ・「いじめ・不登校対策委員会」 (生徒指導部会) の開催 ・職員会議・学年会での情報共有 ・進級・進学時の情報の確実な引き継ぎ (TeamsでのDX管理) ・過去のいじめ事例の蓄積・活用 	通年 毎月1回 毎月1回 毎月1回 11月ごろ 通年 通年 通年

第4章 いじめのサイン (資料)

1 いじめられている学園生のサイン (資料2準拠)

いじめられている学園生は自分からその事実を言い出せないことが多い。複数の教職員が複数の場面で観察し、小さなサインを見逃さないことを大切にします。

場面	サイン
登校時・朝の会	<ul style="list-style-type: none"> ・遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 ・教職員と視線が合わず、うつむいている。 ・体調不良を訴える。身体に傷や殴られた痕がある。 ・表情が暗く、どこかおどおどしたり、ふさぎ込んだりして元気がない。 ・提出物を忘れて、期限に遅れたりする。
授業中	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員が教室に入室後、遅れて入室してくる。

場面	サイン
	<ul style="list-style-type: none"> ・保健室・トイレに頻繁に行くようになる。 ・机周りが散乱している。決められた座席と異なる席に着いている。 ・教科書・ノートに汚れがある。 ・他の学園生の発言などに対して、嘲笑や目配せなどがある。
給食中	<ul style="list-style-type: none"> ・一人だけ机を拭いてもらえない。給食を配膳されない。 ・グループで食べる時、机を離されたり、会話に入れてもらえなかったりする。 ・食欲がなくなる。給食を他者に与えている。
休み時間	<ul style="list-style-type: none"> ・用事もないのに職員室や保健室の近くにいることが増える。 ・一人でぼつんとしたり、所在無くうろうろしたりする。 ・友達が急に変わったり、友達の事を聞くと嫌がったりする。
清掃・放課後	<ul style="list-style-type: none"> ・一人で清掃や後片付けをいつもしている。 ・慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 ・持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされたりする。

2 いじめた学園生のサイン

いじめた学園生のサイン

- ・教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしたり、目配せしたりする。
- ・ある学園生にだけ、周囲が異常に気を遣っている。
- ・教職員が近づくと、不自然に分散したりする。
- ・自己中心的な行動が目立ち、集団の中心的な存在の学園生がいる。

3 教室・家庭でのサイン（資料3準拠）

教室でのサイン

- ・嫌なあだ名が聞こえる。
- ・席替えなどで近くの席になることを嫌がったり、周りから離されたりしている。
- ・机や椅子、教材等が乱雑になっている。壁等にいたずら、落書きがある。

家庭でのサイン（保護者の皆様へ）

- ・いらいらしたり、学校や友人のことを話さなくなったりする。
- ・朝、起きてこなかったり、「学校に行きたくない」と言ったりする。
- ・受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする（ネットいじめのサイン）。
- ・表情がさえず、時折涙を流す。「転校したい」「生まれ変わりたい」という言葉が聞かれる。
- ・登校時刻になると体調不良を訴える。（頻尿・腹痛・原因不明の熱等）

教室でのサイン

- ・持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。家庭の金銭がなくなる。
- 上記のサインに気付いたら、速やかに学校（担任・副校長・教頭）までご連絡ください。

第5章 いじめへの対応（緊急時の組織的対応）

参考資料4に示す対応フローに基づき、以下の手順で組織的に対応します。

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・発見した教職員・通報を受けた教職員は、直ちに生徒指導主事または管理職に報告します。
- ・一人で抱え込まず、必ずチームで対応します。
- ・被害学園生の安全確保を最優先にします。

イ 情報の共有

- ・いじめ・不登校対策委員会を招集し、事実関係の把握と情報共有を行います。
- ・職員会議等を通じて全教職員に情報を周知します。
- ・重大事態のおそれがある場合は、速やかにつくば市教育委員会に報告します。

ウ 調査・対応の一元化

いじめ・不登校対策委員会を中核として以下の対応を行います。

STEP	内 容	担 当
1	調査・事実関係の把握（聞き取り・アンケート等）	全担任・学年主任・委員会
2	解決に向けた指導及び支援（被害・加害双方への支援）	担任・SC・SSW・委員会
3	関係機関への報告（必要に応じて警察・福祉・医療等と連携）	管理職・委員会
4	継続指導・経過観察（解消後も最低3か月）	担任・学年主任・委員会
5	解消の判断（いじめ・不登校対策委員会の協議による）	管理職・委員会

第6章 重大事態への対応

以下の状況が生じた場合は、「重大事態」として取り扱います。

- ・学園生の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・学園生が相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき

重大事態が発生した場合は、直ちにつくば市教育委員会に報告するとともに、第三者を含む調査組織を設置して調査を実施します。調査結果は被害学園生・保護者に適切に情報提供します。

第7章 教職員の資質向上・研修

グランドデザインに掲げるコーチング研修・ファシリテーション研修・AI研修・授業UD研修等の教職員研修を通じて、いじめを見抜く観察力・対応力・関係機関との連携力を高めます。

- ・4月：いじめ防止基本方針の全教職員への周知・確認
- ・通年：いじめ・不登校対策委員会での事例検討（月1回）
- ・7月：職員相互の授業研究会・いじめ対応の振り返り研修
- ・随時：SC・SSWなど専門家との事例研究

第8章 家庭・地域・コミュニティスクールとの連携

本校のコミュニティスクール（学校運営協議会）・みどりのサポーターズ・みどりのSCCとの連携を活かし、家庭・地域と一体となっていじめの防止に取り組みます。

- ・4月：PTA総会・学年懇談会において本方針を説明・配布します。
- ・スクリレ・学校HPを通じた情報発信（週1回以上）を継続します。
- ・保護者への相談窓口（担任・副校長・教頭 029-846-2422）を明示します。
- ・LEBER・Microsoft Formsによる心身の健康状態の把握と、家庭との連携を推進します。
- ・ラーケーション等の体験活動を通じた親子・地域のつながりの醸成を図ります。

参考資料

以下の資料は、本方針の実運用にあたって全教職員が参照すべき文部科学省・こども家庭庁の公式資料です。

法令・基本方針（土台）

- ① いじめ問題に対する施策（資料ポータル） 文部科学省
基本方針・法律・啓発資料すべてここから入手
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302904.htm
- ② いじめの防止等のための基本的な方針（平成 29 年 3 月最終改定） 文部科学省
いじめ定義・学校が実施すべき施策の根拠文書
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1400142.htm
- ③ 生徒指導提要（改訂版） 文部科学省 令和 4 年 12 月
生徒指導全般の基本書。いじめ・SNS・Well-being 対応を網羅。無償 PDF 公開
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1404008_00001.htm

最新通知・令和 7 年度対応

- ④ 新年度におけるいじめに対する平時からの備えについて（通知） 令和 7 年 3 月 文部科学省
年度初め職員会議・研修で必ず確認する通知
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1414737_00016.htm
- ⑤ いじめの重大化を防ぐための留意事項集・研修事例集 こども家庭庁・文部科学省 令和 7 年 11 月
国初の重大事態報告書分析。ネットいじめ重大化要因を明示
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302904.htm

重大事態対応

- ⑥ いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和 6 年 8 月改訂）PDF 文部科学省
重大事態の定義・調査手順・チェックリスト
https://www.mext.go.jp/content/20240830-mext_jidou01-1336275_3.pdf
- ⑦ いじめ重大事態調査の基本的な対応チェックリスト（Word） 文部科学省
管理職・対策委員会が事案発生時に使用
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1400142_00006.htm

実態把握・データ

- ⑧ 令和 6 年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果（通知） 文部科学省
認知件数約 77 万件（過去最多）。職員研修の実態共有に活用
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1422178_00006.htm

研修動画教材（授業・研修でそのまま使用可）

- ⑨ いじめに対する教職員の研修動画教材（ネットいじめ対応） 文部科学省 令和 6 年 8 月
探究週・校内研修枠での視聴を推奨。兵庫県立大学 竹内和雄教授監修
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1406070_00002.htm
- ⑩ いじめの未然防止に関する啓発動画（ネットいじめ含む） 文部科学省 令和 7 年公表
学年懇談・学級活動・入学時説明で活用。YouTube 文部科学省公式チャンネル
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1406070_00003.htm

⑪ いじめに対する理解を促す動画教材（学園生向け） 文部科学省 令和4年

道徳・特別活動の授業用。指導のポイント資料付き

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1406070_00001.htm

※⑤⑨は本校の ICT・生成 AI・端末持ち帰り推進と直結。みどりの探究週の教職員研修枠での活用を推奨。